

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月15日
【報告者の氏名又は名称】	NECキャピタルソリューション株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区芝五丁目29番11号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目29番11号
【電話番号】	(03)5476 5625(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員常務 忝山 聡一郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	NECキャピタルソリューション株式会社 (東京都港区芝五丁目29番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、NECキャピタルソリューション株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社リサ・パートナーズを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含む。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含む。)をいいます。
- (注6) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

## 1 【公開買付けの内容】

### (1) 【対象者名】

株式会社リサ・パートナーズ

### (2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式  
 新株予約権

イ 平成16年11月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（第4回第2種新株予約権及び第4回第3種新株予約権、以下併せて「第4回新株予約権」といいます。）

ロ 平成17年3月30日開催の対象者第7回定時株主総会及び同年4月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

ハ 平成18年3月30日開催の対象者第8回定時株主総会及び同年4月3日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

ニ 平成20年4月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といい、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第8回新株予約権を併せて「本新株予約権」といいます。）

平成22年2月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2013年満期コールオプション条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

（注1）対象者は、上記以外に第1種優先株式（40,000株）を発行していますが、発行済第1種優先株式の100.00%を公開買付者が保有しているため、第1種優先株式については、買付け等の対象としておりません。

（注2）第4回新株予約権の行使期間は本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の決済の開始日である平成22年12月22日よりも前の日である平成22年11月25日に満了するため、本公開買付けにおいては第4回新株予約権の応募の受付は行いませんでした。

### (3) 【公開買付期間】

平成22年11月1日（月曜日）から平成22年12月14日（火曜日）まで（30営業日）

## 2 【買付け等の結果】

### (1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（170,764株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（261,268株）が買付予定数の下限（170,764株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成22年12月15日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

### (3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	261,268（株）	261,268（株）
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-
合計	261,268	261,268
（潜在株券等の数の合計）	-	（ - ）

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	408,103
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	146,835
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年6月30日現在)(個)(g)	309,917
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)	69.47

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年6月30日現在)(個)(g)」は、対象者の平成22年(第13期)第3四半期報告書(平成22年11月15日提出)記載の平成22年6月30日現在の総株主等の議決権です。但し、本公開買付けにおいては第4回新株予約権及び本新株予約権並びに本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成22年9月30日現在存在する第4回新株予約権及び本新株予約権並びに本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式(平成22年9月30日以降本書提出日までにかかる新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。)に係る議決権の数(169,589個)及び同報告書に記載された公開買付者が保有する第1種優先株式(40,000株)が発行要項に基づき対象者普通株式に全て転換された場合の対象者普通株式に係る議決権(107,936個)を加えた587,442個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年6月30日現在)(個)(g)」として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。